

独立行政法人国際交流基金職員給与規程

平成15年10月1日

平成15年度規程第5号

改正 平成15年12月1日平成15年度規程第98号 平成25年9月18日平成25年度規程第22号
平成16年4月1日平成16年度規程第26号 平成26年12月8日平成26年度規程第46号
平成17年11月30日平成17年度規程第27号 平成27年6月4日平成27年度規程第13号
平成18年12月1日平成18年度規程第25号 平成27年6月4日平成27年度規程第14号
平成18年12月28日平成18年度規程第53号 平成28年3月8日平成27年度規程第64号
平成19年12月1日平成19年度規程第19号 平成28年7月4日平成28年度規程第20号
平成21年11月1日平成21年度規程第33号 平成28年12月8日平成28年度規程第37号
平成21年12月1日平成21年度規程第42号 平成29年2月23日平成28年度規程第49号
平成22年3月29日平成21年度規程第66号 平成30年2月8日平成29年度規程第27号
平成22年12月1日平成22年度規程第36号 平成30年7月18日平成30年度規程第9号
平成23年3月25日平成22年度規程第51号 平成30年12月26日平成30年度規程第27号
平成24年3月30日平成23年度規程第33号 令和元年5月7日令和元年度規程第2号
平成24年5月15日平成24年度規程第8号 令和元年6月24日令和元年度規程第7号
平成24年6月14日平成24年度規程第10号 令和2年2月13日令和元年度規程第30号
平成24年6月14日平成24年度規程第11号 令和4年4月5日令和4年度規程第5号
平成24年6月20日平成24年度規程第13号 令和5年3月6日令和4年度規程第31号
平成24年6月20日平成24年度規程第14号 令和5年12月13日令和5年度規程第24号
平成24年7月31日平成24年度規程第21号

第1章 総則

(目的)

第1条 独立行政法人国際交流基金の職員（職員とは、独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第26条の規定により理事長が職員として任命した者をいう。以下同じ。）の給与の支給については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、次に掲げる区分により支給する。

(1) 基本給

本俸

扶養手当

(2) 諸手当

職務手当

特別都市手当

広域異動手当

住居手当

通勤手当

単身赴任手当

特別手当

超過勤務手当

管理職員特別勤務手当

(給与の支給)

第3条 給与は、法令等の定めるところにより控除すべき金額を控除し、その残額を通貨をもって、原則として直接本人に支給する。

(給与支給日)

第4条 給与(通勤手当、特別手当、超過勤務手当及び管理職員特別手当を除く。)は、その月の1日から末日までの分を1か月とし、その月の20日に支払う。ただし、その日が銀行業務の行われない日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い銀行営業日とする。

2 超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、別に定める1か月分を、その翌月の20日に支払う。この場合においては、前項のただし書の規定を準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、別の取扱いによることができる。この場合においても、第1項ただし書の規定を準用する。

(給与支給日の特例)

第5条 職員が出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与の支給を請求した場合には、前条第1項に定める支払日前にあっても、当該給与期間の給与を支払うことができる。

(採用・退職等の場合の支給)

第6条 月の途中において異動(採用・退職・休職・復職等)を生じたときの職員の基本給(扶養手当を除く。)、職務手当、特別都市手当及び広域異動手当は、次の区分により支給する。

(1) その事実(死亡による退職を除く。)の発生した日を基準として、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(2) 死亡による退職の場合は、死亡した日の属する月分

(給与の日額)

第7条 この規程により職員に支給される本俸、職務手当、特別都市手当及び広域異動手

当の日額は、それぞれの月額を当該月の勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除して得た額とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条 勤務1時間当たりの給与額は、本俸の月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を年間所定労働時間で除した額とする。

(端数の処理)

第9条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

第2章 基本給

(本俸)

第10条 職員の本俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき定めるものとする。

2 前項の本俸は、月俸とし、別表第1に定める職位の級及び号俸により支給する。

(初任本俸、昇格及び昇給等)

第11条 職員の初任本俸、昇格及び昇給等については別に定める。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対し支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は別表第1に定める職位の級が2級以上である職員（以下「2級以上職員」という。）に対しては支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟及び妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（別

表第1に定める職位の級が3級である職員（以下「3級職員」という。）にあつては3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円を特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の届出及び扶養手当の支給）

第13条 新たに職員となった者に扶養親族（2級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る）がある場合、2級以上職員から2級以上職員以外の職員になった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（2級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至ったものがある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び2級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（2級以上職員にあつては扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、2級以上職員から2級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規程による届出に係るものがないときはその職員が2級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（2級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月

（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、2級以上職員以外の職員から2級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出にかかるものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が2級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（2級以上職員にあつては、扶養親族た

る子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(2級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出にかかるとある2級以上職員が2級以上職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るとある3級職員が3級職員及び2級以上職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るとある職員で2級以上職員以外のものが2級以上職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出にかかるとある職員で3級職員及び2級以上職員以外のものが3級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定にある届出にかかるとあるもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

第3章 諸手当

(職務手当)

第14条 職務手当は、役職手当及び専門職手当とする。

2 役職手当は、別表第2の1に定める職員に対して、当該職員の職位に基づき、同表に定める月額を支給する。

3 専門職手当は別表第2の2に定める職員に対して、当該職員の職位に基づき、同表に

定める月額に別に定める額を加算した額を支給できる。

- 4 前2項の規定による額が、独立行政法人国際交流基金役員給与規程（平成15年度規程第3号）第3条に規定する役員の本給月額のうち最低の本給月額及びこれに対する特別調整手当の月額の合計額に112分の100を乗じて得た額から職員が受ける本俸と扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その者に支給する職務手当の月額は、前項の規定にかかわらずその差し引いた額に満たない別に定める額とする。

（特別都市手当）

第15条 特別都市手当は、東京都特別区、埼玉県さいたま市及び京都府京都市に在勤する職員並びにその他の地域に在勤する職員のうち別に定める地域に在勤する職員に対して支給する。

- 2 特別都市手当の月額は、本俸、扶養手当、職務手当の月額の合計額に次の各号に掲げる在勤地に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、前項のその他の地域に在勤する職員のうち別に定める地域に在勤する職員に対する特別都市手当の月額については別に定める。

(1) 東京都特別区 100分の14

(2) 埼玉県さいたま市 100分の9

(3) 京都府京都市 100分の4

- 3 第1項に規定する職員が、その在勤する勤務場所を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた勤務場所に引き続き6か月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する勤務場所に係る特別都市手当の支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた勤務場所に係る特別都市手当の支給割合（別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する勤務場所が第1項で定める勤務場所に該当しないこととなる時は、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、本俸、扶養手当、職務手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の特別都市手当を支給する。

ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する勤務場所を異にして異動した場合における当該職員に対する特別都市手当の支給については、

別に定めるところによる。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合
- (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 前3項に規定するもののほか、特別都市手当の支給に関し、必要な事項については別に定める。

（広域異動手当）

第15条の2 職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合において、当該異動につき別に定めるところにより算定した勤務場所間の距離（異動の日の前日に在勤していた勤務場所の所在地と当該異動の直後に在勤する勤務場所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務場所との間の距離（異動の直前の住居と当該異動の直後に在勤する勤務場所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務場所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務場所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動の日から3年を経過する日までの間、本俸、扶養手当及び職務手当の月額合計額に当該異動に係る勤務場所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた勤務場所への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

- (1) 300キロメートル以上 100分の10
- (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動（以下この項において「当初広域異動」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動（以下この項において「再異動」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異

動に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により特別都市手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該特別都市手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該特別都市手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 4 海外事務所から本邦に異動する場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合については、前3項に定める広域異動手当を支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（独立行政法人国際交流基金職員宿舎規程（平成15年度規程第91号。以下「宿舎規程」という。）による宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他住居手当支給細則（平成15年度細則第58号。以下「住居手当支給細則」という。）で定める職員を除く。）
 - (2) 第18条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（宿舎規程の規定による宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000

円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(通勤手当)

第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、次に定める区分に応じ、当該各号に定める額

イ 前項第3号に掲げる職員（普通交通機関等（新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 第1号及び前号に定める1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

ロ 前項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1か月当たりの運賃等相当額等」という。）が前号に定める額以上であ

る職員（イに掲げる職員を除く。） 第1号に定める額

ハ 前項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額未満である職員（イに掲げる職員を除く。） 前号に定める額

3 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、国、地方公共団体又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等の職員であった者から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給

される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第18条 勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は、勤務場所の移転直後に勤務する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には単身赴任手当を支給する。ただし配偶者の住居から勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合はこの限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 国、地方公共団体又は国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等の職員であつた者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で当該適用の直前の住居から当該適用の直後に勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して別に定

める職員に限る。) その他第1項による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると思えられるものとして別に定める職員には前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもの及び単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し、必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(特別手当)

第19条 特別手当は、期末手当及び勤勉手当とする。

- 2 期末手当の支給については、次に定めるところによる。

(1) 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(国家公務員(地方公務員その他これに類する者を含む。以下この項において同じ。))から基金の職員割愛の依頼により引き続き職員に採用され在職したのち、引き続き再び国家公務員になった者を除く。)についても同様とする。

(2) 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本俸及び扶養手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額(別表第3に定める職員にあっては、この額に本俸の月額に同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額並びに別表第4に定める職員にあっては、この額に本俸の月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表で定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額)を基礎として国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

| 基準日以前6か月以内の在職期間 | 割合 |
|-----------------|----------|
| 6か月 | 100分の100 |
| 5か月以上6か月未満 | 100分の80 |
| 3か月以上5か月未満 | 100分の60 |
| 3か月未満 | 100分の30 |

(3) 前号に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

- 3 勤勉手当の支給については、次の定めるところによる。

(1) 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」

という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(国家公務員(地方公務員その他これに類する者を含む。以下この項において同じ。))から基金の職員割愛の依頼により引き続き職員に採用され在職したのち、引き続き再び国家公務員となった者を除く。)についても同様とする。

(2) 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき本俸の月額(別表第3に定める職員にあつては、この額に本俸の月額に同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額並びに別表第4に定める職員にあつては、この額に本俸の月額に同表で定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額)に別に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(3) 第1号の適用を受ける全ての職員及び独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程(平成15年度規程第6号。以下この項において「派遣職員給与規程」という。)第14条第3項第1号の適用を受ける全ての派遣職員に支給する勤勉手当の総額は、次のイ及びロを合計した額をこえてはならない。

イ 第1号の適用を受ける全ての職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき本俸及び扶養手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額(別表第3に定める職員にあつては、この額に本俸の月額に同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額並びに別表第4に定める職員にあつては、この額に本俸の月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表で定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額)を基礎として国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額の総額

ロ 派遣職員給与規程第14条第3項第1号の適用を受ける全ての派遣職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき海外本俸及び扶養手当の月額の合計額(別表第4に定める職員にあつては、この額に海外本俸の月額に同表で定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額)を基礎として国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額の総額

4 前3項に規定するもののほか、特別手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(特別手当の支給制限)

第20条 次の各号のいずれかに該当する職員には、前各条の規定にかかわらず、当該各号

の基準日に係る特別手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた特別手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人国際交流基金職員就業規則（平成15年度規程第8号。以下「就業規則」という。）第41条及び第42条の規定により懲戒免職の処分を受けた者
- (2) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 次条の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者
(特別手当の支給の一時差し止め)

第21条 理事長又はその委任を受けた者は、支給日に特別手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し特別手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、特別手当に関する制度の適切かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認める場合

2 理事長又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑

事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、理事長又はその委任を受けた者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(超過勤務手当)

第22条 職員が、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合、又は休日（就業規則第9条に規定する休日をいう。以下同じ。）において勤務することを命ぜられた場合には、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間又は休日において勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額）を超過勤務手当として支給する。

- (1) 休日以外における勤務で当該日の実労働合計時間数（休憩時間を除く）が8時間を超えない正規の勤務時間以外の勤務 100分の100
- (2) 休日以外における勤務で当該日の実労働合計時間数（休憩時間を除く）が8時間を超える正規の勤務時間以外の勤務 100分の125
- (3) 休日における勤務 100分の135

- 2 超過勤務手当は、第14条第2項及び第3項に掲げる職位（ただし、課長代理、主査及び調査役を除く）にある職員には支給しない。

- 3 第1項第2号及び第3号に該当する勤務の時間（法定休日における勤務を除く）が1ヵ月について60時間を越えた場合には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第23条 第14条第2項及び第3項に掲げる職位（ただし、課長代理、主査及び調査役を除く）にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項に規定する勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務については、当該別に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 前2項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(管理職員深夜割増手当)

第23条の2 前条第1項に掲げる職位にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合には、当該勤務時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を管理職員深夜割増手当として支給する。

第4章 派遣職員給与

第24条 海外において、勤務する本部から派遣された職員の給与については、別に定めるところによる。

第5章 給与の特例

(給与の減額)

第25条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない日又は時間について、第7条及び第8条の規定により計算した額を減額して支給する。

- 2 職員が勤務しないことにつき特に承認があった場合における給与の減額については別に定める。

(休職者の給与)

第26条 職員が業務上負傷し又は疾病にかかり休職を命ぜられたときは、その休職の期間中給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり休職を命ぜられたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、基本給及び住居手当の合計額の100分の80、残余の期間中は100分の60を支給する。
- 3 職員が前2項以外の精神又は身体の故障により休職を命ぜられたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは基本給及び住居手当の合計額の100分の80、残余の期間中は100分の60を支給する。

4 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職を命ぜられたときは、その休職の給与は、基本給及び住居手当の合計額の100分の60に相当する額とする。

5 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第2項第1号及び第3項第1号に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、当該各項に規定するところにより、当該各項の例による額の特別手当を支給する。

(育児休業等をする職員の給与)

第27条 就業規則第36条第1項の規定に基づく育児休業中の職員には、給与は支給しない。

2 第19条第2項第1号に規定するそれぞれの基準日において育児休業中の職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第19条第3項第1号に規定するそれぞれの基準日において育児休業中の職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 就業規則第36条第2項の規定に基づき1日の勤務時間を短縮する職員の給与は、その勤務しない時間について第8条の規定により計算した額を減額する。

5 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、本俸月額を調整することができる。

6 本条に定めるもののほか、育児休業等をする職員の給与等に関し必要な事項は別に定める。

(介護休業者の給与)

第28条 職員が就業規則第36条の2の規定に基づき、介護休業の承認を受けて勤務しない場合には、第25条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1日又は1時間につき、第7条又は第8条の規定により計算した額を減額して、給与を支給する。

2 介護休業のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合には、当該介護休業をうけた期間の2分の1以下に相当する期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、再び勤務するに至った日又はその日から1年以内の別に定める定期昇給の時期に昇給の場合に準じて本俸月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の再び勤務するに至った日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮

することができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、介護休業を受ける職員の給与等に関し必要な事項については、国家公務員の例に準じて別に定める。

(細則)

第29条 この規定の実施に関し必要な細則は、理事長が定める。

(準用)

第30条 この規程に定めるもののほか、給与の支給に関し必要な事項については、国家公務員の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 大学卒業者適用区分職員（初任本俸・昇格及び昇給に関する細則（平成15年度細則第54号）第2条第1項の表6の項の適用を受ける職員をいう。）のうち、次の各号に掲げる等級号俸にある者の本俸月額、当分の間、別表1に定める本俸月額にかかわらず、それぞれ当該各号に定める本俸月額とする。
 - (1) 5等級1号俸 190,000円
 - (2) 5等級2号俸 202,500円
- 3 平成15年10月1日に解散の登記をした国際交流基金（以下「旧法人」という。）の職員であって、引き続いて、この規定の適用を受ける職員となった者に係る第19条第2項第2号に規定する基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の計算については、旧法人の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 旧法人の職員であって、引き続いて、この規定の適用を受ける職員となった者に係る第19条第3項第1号に規定する基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績については、旧法人の職員としての引き続いた在職期間における勤務成績もその対象に含むものとする。

附 則（平成15年12月1日平成15年度規程第98号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 附則第2項第1号中「191,800円」を「190,600円」に、同項第2号中「205,200円」を「203,100円」に改める。

(平成15年12月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 3 平成15年12月に支給する特別手当の額は、この規程による改正後の規程第19条第2項

第2号及び同条第3項第2号の規定にかかわらず、改正後の規定に基づき算出した特別手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（平成15年6月1日に国際交流基金（以下「旧法人」という。）の職員であって、国際交流基金職員給与規程（以下「旧法人の職員給与規程」という。）に基づき同月に特別手当を支給された職員以外の職員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

- (1) 平成15年4月1日（特別手当について改正後の規程第19条第2項第1号後段の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、又は死亡した日をいい、同月2日から同年9月30日までの間に新たに旧法人の職員となった後引き続いて同年10月1日以降に独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）の職員となった者にあつては、旧法人の職員となった日をいい、平成15年10月1日から同年11月30日までの間に新たに基金の職員となった者にあつては、基金の職員となった日をいう。以下「調整基準日」という。）において職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当（旧法人の職員給与規程第17条の2第2項（基準日が平成15年10月1日以降の職員にあつては、改正後の職員給与規程第18条第2項をいう。）に規定する別に定める額を除く。）の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、調整基準日の属する月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において旧法人又は機構の職員として在職しなかった期間、本俸を支給されなかった期間その他別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成15年6月に旧法人の職員給与規程に基づき支給された特別手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則（平成16年4月1日平成16年度規程第26号）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
（特別都市手当に関する経過措置）
- 2 改正前のこの規程の第15条第3項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用にかかる特別都市手当の支給に関する改正後のこの規程の第15条第3項の規定の適用については、同項中「その在勤する勤務場所を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた勤務場所に引き続き6か月を超えて在勤していた場合そ

の他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。) 」とあるのは「その在勤する勤務場所を異にして異動した場合」と、「(別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。)」とあるのは「(以下この項において「異動前の支給割合」という。)」と、「当該異動の日から2年を経過するまで」とあるのは「当該異動の日から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と読み替えるものとする。

附 則 (平成17年11月30日平成17年度規程第27号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
(一部の本俸月額について)
- 2 附則第2項第1号中「190,600円」を「190,000円」に、同項第2号中「203,100円」を「202,500円」に改める。
(平成17年12月に支給する特別手当に関する特例措置)
- 3 平成17年12月に支給する特別手当の額は、改正後の独立行政法人国際交流基金職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第19条第2項第2号及び同条第3項第2号の規定にかかわらず、改正後の規定に基づき算出した特別手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(平成17年6月1日に独立行政法人国際交流基金の職員(以下「職員」という。)であって、改正前の独立行政法人国際交流基金職員給与規程(以下、「改正前の規程」という。)に基づき同月に特別手当を支給された職員以外の職員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。
 - (1) 平成17年4月1日(特別手当について改正後の規程第19条第2項第1号後段及び同条第3項第1号後段の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、又は死亡した日をいい、同月2日から同年11月30日までの間に新たに職員となった者にあつては、職員となった日をいう。以下「調整基準日」という。)において職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当(単身赴任手当支給細則で定める額を除く。)(以下「本俸等」という。)の合計額に100分の0.36

を乗じて得た額に、調整基準日の属する月から施行日の属する月の前月までの月数
(同年4月1日から施行日の前日までの期間において職員として在職しなかった期
間、本俸等を支給されなかった期間その他別に定める期間がある職員にあっては、当
該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に改正前の規程に基づき支給された特別手当の合計額に100分の0.36
を乗じて得た額

附 則 (平成18年12月1日平成18年度規程第25号)

(施行日)

1 この規程は、平成18年12月1日から施行する。

(職位の級及び号俸の切替え)

2 平成18年12月1日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の独立行政法人
国際交流基金職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)別表第1の適用を受けて
いた職員の切替日における職位の級及び号俸は、別に定める。

(職位の級及び号俸の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日に現に在職し、切替日以降引き続き在職している職員で、改正後の独立
行政法人国際交流基金職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)に基づき、その
者の受けるべき本俸及び扶養手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当及び広域異
動手当の月額の合計額が、切替日の前日における本俸及び扶養手当の月額並びにこれら
に対する特別都市手当の合計額(以下「基準額」という。)に達しないこととなる職員
(理事長が別に定める職員を除く)には、切替日から3年を経過するまでの間、その差
額に相当する額を移行手当として支給する。

ただし、当該職員が当該切替日から3年を経過するまでの間に、扶養手当の額、特別
都市手当及び広域異動手当の支給割合に異動がある場合には、切替日前日に当該異動が
あったものとした場合に改正前の規程に基づきその者の受けるべき本俸及び扶養手当の
月額並びにこれらに対する特別都市手当の合計額を基準額に準用する。

(広域異動手当の支給に伴う経過措置)

4 改正後の規程第15条の2の規定は、平成15年12月2日から平成18年11月30日までの
間に職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合についても適用する。この場
合において、同条第1項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成18年12月1日から
当該異動の日以後」とする。

附 則 (平成18年12月28日平成18年度規程第53号)

この規程は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第12条の規定は平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月1日平成19年度規程第19号）

この規程は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第12条の規定は平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年11月1日平成21年度規程第33号抄）

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成21年12月1日平成21年度規程第42号）

（施行期日）

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人国際交流基金職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第19条第2項第2号の規定にかかわらず、改正後の規程に基づき算出した期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（平成21年6月1日に独立行政法人国際交流基金の職員（以下「職員」という。）であって、改正前の独立行政法人国際交流基金職員給与規程（以下、「改正前の規程」という。）に基づき同月に期末手当を支給された職員以外の職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成21年7月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって職位の級が8級、9級であるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあっては、その減額改定職員となった日（以下「調整基準日」という。）において減額改定対象職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、特別都市手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当（単身赴任手当支給細則で定める額を除く。）（以下「本俸等」という。）の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、平成21年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において職員として在職しなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間、本俸等を支給されなかった期間その他別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手

当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則（平成22年3月29日平成21年度規程第66号）

この規程は、平成22年3月29日から施行する。

附 則（平成22年12月1日平成22年度規程第36号）

（施行期日）

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（給与の減額支給）

2 平成30年3月31日までの間、職位の級が5級以上である職員（以下「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 本俸月額 当該特定職員の本俸月額に100分の1.5を乗じて得た額

(2) 特別都市手当 当該特定職員の本俸月額に対する特別都市手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

(3) 広域異動手当 当該特定職員の本俸月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

(4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額（別表第3に定める職員にあっては、当該合計額に、本俸月額に同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額並びに別表第4に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表で定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額）を基礎として、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算して得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第19条第2項第2号の表に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額

(5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額（別表第3に定める職員にあっては、この額に、本俸月額に同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額並びに別表第4に定める職員にあっては、この額に本俸月額に同表で定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。）に別に定める支給割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額

(6) (削除)

(7) 第26条第1項から第5項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第26条第1項 前各号に定める額

ロ 第26条第2項及び第3項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ハ 第26条第4項 第1号に定める額に、100分の60を乗じて得た額

ニ 第26条第5項 第4号及び第5号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

(職務手当の額の特例)

2の2 特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後の職務手当の額は、第14条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 月の中途において、附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは第6条第1号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の附則第2項各号（第4号及び第5号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割り計算による。

4 減額支給対象職員についての第22条及び第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本俸月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額合計額に12を乗じ、その額を一週間あたりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 附則第2項の規定が適用される間、第19条第3項第3号イ及びロに定める額は、同号イ及びロの規定にかかわらず、同号イ及びロの規定により算出した額から、同号イ及びロに掲げる職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975を乗じて得た額の総額に相当する額を減じて得た額とする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する読替え)

6 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の独立行政法人国際交流基金

職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

7 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第19条第2項第2号の規定にかかわらず、改正後の規程に基づき算出した期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（平成22年6月1日に独立行政法人国際交流基金の職員（以下「職員」という。）であって、改正前の独立行政法人国際交流基金職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）に基づき同月に期末手当を支給された職員以外の職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成22年7月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって職位の級が9級、8級、7級、6級（25号俸から33号俸を除く）、及び5級（9号俸から33号俸を除く）であるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあっては、その減額改定対象職員となった日（以下「調整基準日」という。）において減額改定対象職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、特別都市手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当（単身赴任手当支給細則で定める額を除く。）（以下「本俸等」という。）の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、平成22年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において職員として在職しなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間、本俸等を支給されなかった期間その他別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則（平成23年3月25日平成22年度規程第51号）

この規程は、平成23年3月25日から施行する。

附 則（平成24年3月30日平成23年度規程第33号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月15日平成24年度規程第8号）

この規程は、平成24年5月15日から施行し、平成24年5月1日から適用する。

附 則（平成24年6月14日平成24年度規程第10号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年6月14日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成24年6月1日から適用する。
- 2 平成24年6月1日から平成26年5月31日までの間（以下「特例期間」という。）、職員に対する本俸月額を支給にあたっては、本俸月額から、本俸月額に当該職員の職位の級に応じ次に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
 - 1 級、2 級、3 級及び4 級の職員 100分の9.77
 - 5 級、6 級及び7 級の職員 100分の7.77
 - 8 級及び9 級の職員 100分の4.77
- 3 特例期間においては、給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 職務手当 当該職員の職務手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (2) 特別都市手当 当該職員の本俸月額に対する特別都市手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の職務手当に対する特別都市手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (3) 広域異動手当 当該職員の本俸月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の職務手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (5) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (6) 給与規程第26条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからニまでの掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
 - イ 第26条第1項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 第26条第2項及び第3項 前項に定める額に、第26条第2項及び第3項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ハ 第26条第4項 前項に定める額に、100分の60を乗じて得た額

ニ 第26条第5項 第4号及び第5号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

4 特例期間においては、第22条及び第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本俸月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、平成22年度規程第36号附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号から第6号まで及び第4項の規定の適用については、第2項中「、本俸月額に」とあるのは「、本俸月額から平成22年度規程第36号附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「本俸月額に対する特別都市手当の月額」とあるのは「本俸月額に対する特別都市手当の月額から平成22年度規程第36号附則第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「本俸月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「本俸月額に対する広域異動手当の月額から平成22年度規程第36号附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年度規程第36号附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年度規程第36号附則第2項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びハ中「前項」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項」と、同号ニ中「第4号及び第5号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第4号及び第5号」と、第4号中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年度規程第36号附則第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(端数計算)

6 第2項から第4項の規定により給与の支給にあたって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

7 独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程の適用を受ける職員に対し、第2項から前項の規定を準用する。

附 則（平成24年6月14日平成24年度規程第11号）

（施行期日）

この規程は、平成24年6月14日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成24年6月1日から適用する。

附 則（平成24年6月20日平成24年度規程第13号）

（施行期日）

1 この規程は、平成24年6月29日から施行する。

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人国際交流基金職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第19条第2項第2号の規定にかかわらず、改正後の規程に基づき算出した期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（5級10号俸から33号俸の職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成24年4月1日（同月2日から同年6月1日までの間に職員以外の者又は職員であって職位の級が9級、8級、7級、6級、及び5級（10号俸から33号俸を除く）であるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあっては、その減額改定対象職員となった日（以下「調整基準日」という。）において減額改定対象職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、特別都市手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当（単身赴任手当支給細則で定める額を除く。）（以下「本俸等」という。）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額。

(2) 平成24年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給される基準額及び改正後の規程に基づき算出した勤勉手当の合計額に100分の2.8を乗じて得た額

3 平成24年度規程第10号附則第3項第4号の「当該職員が受けるべき期末手当の額」とは、前項第1号及び第2号で定める額を減じた後の額とする。

（端数計算）

4 第2項第1号及び第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程の適用を受ける職員に対し、同規程に基

つき平成24年6月に支給する期末手当については、第2項から前項までの規定を準用する。

附 則（平成24年6月20日平成24年度規程第14号）

この規程は、平成24年6月20日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金職員給与規程の一部を改正する規程は、平成24年6月1日から適用する。

附 則（平成24年7月31日平成24年度規程第21号）

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年9月18日平成25年度規程第22号）

この規程は、平成25年9月18日から施行し、平成25年9月1日から適用する。

附 則（平成26年12月8日平成26年度規程第46号）

- 1 この規程は、平成26年12月8日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際交流基金職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。
- 3 職員のうち、平成24年4月1日から5月31日までの間に、理事長の要請に応じ、独立行政法人国際交流基金職員退職手当規程（平成15年度規程第7号）第13条第1項に定める「国等の機関」に在職し、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に基づく給与減額支給措置又はこれと同等の措置により給与を減ぜられた期間（以下、「給与減額期間」という。）のある者については、附則（平成24年6月14日平成24年度規程第10号）第2項の特例期間は、給与減額期間に係る日数を差し引いた日数とする。

附 則（平成27年6月4日平成27年度規程第13号）

この規程は、平成27年6月4日から施行する。

附 則（平成27年6月4日平成27年度規程第14号）

- 1 この規程は、平成27年6月4日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際交流基金職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、

改正後の規程の規定による内払とみなす。

(本俸の切替えに伴う経過措置)

3 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日に現に在職し、切替日以降引き続き在職している職員で、改正後の規程に基づき、その者の受ける本俸月額が、切替日の前日に受けていた本俸月額に達しないこととなる職員(理事長が別に定める職員を除く)には、平成30年3月31日までの間、本俸月額のほか、その差額に相当する額(職位の級が5級以上である職員(以下この項において「特定職員」という。))にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本俸として支給する。

4 切替日以降に新たに職員となった者について、採用の事情等を考慮して前項の規定による本俸を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、本俸を支給する。

(平成28年3月31日までの間における特別都市手当に関する特例)

5 切替日から平成28年3月31日までの間における地域手当の支給に関する改正後の規程第15条の規定の適用については、同条第2項第1号中「100分の14」とあるのは「100分の12.5」と、同条第2項第2号中「100分の9」とあるのは「100分の8」とする。

(平成28年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

6 切替日から平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する改正後の規程第18条の規定の適用については、同条第2項第1号中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

(平成28年3月31日までの間における広域異動手当に関する特例)

7 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する改正後の規程第15条の2第1項の規定に適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

8 切替日前に職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する改正後の規程第15条の2第1項の規定に適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

附 則（平成28年3月8日平成27年度規程第64号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年3月8日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際交流基金職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

附 則（平成28年7月4日平成28年度規程第20号）

（施行期日）

この規程は、平成28年7月4日から施行し、平成28年6月21日から適用する。

附 則（平成28年12月8日平成28年度規程第37号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年12月8日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際交流基金職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

附 則（平成29年2月23日平成28年度規程第49号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第12条第1項ただし書及び第13条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第12条第3項及び第13条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（別表第1に定める職位の級が3級である職員（以下「3級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下

「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族(2級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、2級以上職員から2級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(2級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び2級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、同条第2項中「扶養親族(2級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、2級以上職員から2級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が2級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、2級以上職員以外の職員から2級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が2級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のい

ずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（2級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第12条第1項ただし書及び第13条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第12条第3項及び第13条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（別表第1に定める職位の級が3級である職員（以下「3級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第一項中「扶養親族（2級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、2級以上職員から2級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（2級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び2級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（2級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、2級以上職員から2級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合に

においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が2級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、2級以上職員以外の職員から2級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が2級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（2級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第12条第1項ただし書並びに第13条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第12条第3項及び第13条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が3級」とあるのは「が3级以上」と、「3級職員」とあるのは「3级以上職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（2級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」がある場合、2級以上職員から2級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（2級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び2級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（2級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、2級以上職員から2級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が2級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、2級以上職員以外の職員から2級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が2級以上職員となった日」とあるのは

「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第3号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（2級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「3級職員が3級職員及び2級以上職員」とあるのは「3級以上職員が3級以上職員」と、同項第6号中「3級職員及び2級以上職員」とあるのは「3級以上職員」と、「が3級職員」とあるのは「が3級以上職員」とする。

附 則（平成30年2月8日平成29年度規程第27号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年2月8日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際交流基金職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

附 則（平成30年7月18日平成30年度規程第9号）

この規程は、平成30年7月18日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

附 則（平成30年12月26日平成30年度規程第27号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年12月26日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際交流基金職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

附 則（令和元年5月7日令和元年度規程第2号）

この規程は、令和元年5月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月24日令和元年度規程第7号）

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 13 日 令和元年度規程第 30 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 16 条及び附則第 3 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際交流基金職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

- 3 第 16 条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の規程第 16 条の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、一部施行日以降においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、改正後の規程第 16 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（第 2 号において「旧手当額」という。）から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の規程第 16 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の規程第 16 条第 2 号の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員

附 則（令和 4 年 4 月 5 日 令和 4 年度規程第 5 号）

この規程は令和 4 年 4 月 5 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 6 日 令和 4 年度規程第 31 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 3 月 6 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際交流基金

職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

附 則（令和5年12月13日令和5年度規程第24号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年12月13日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際交流基金職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。